

給付年金コーナー

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードや口座振替による納付もできます。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国民年金窓口へ相談してください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

「健康診査」案内の集団健診の日程誤りについてお詫びと訂正

7月上旬に後期高齢者医療保険に加入している対象者の方に郵送した「健康診査」案内の集団健診の日程に誤りがありました。

正しい集団健診の日程は以下のとおりです。お詫びして訂正いたします。

集団健診日程：令和2年8月28日(金)、31日(月)、10月8日(木)、9日(金)

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線124

8月の納期

●町県民税（普通徴収第2期分）

●国民健康保険税（第2期分）

●介護保険料

■特別徴収（第3期分） 今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収（第2期分）

●後期高齢者医療保険料普通徴収（第2期分）

納期限は8月31日(月)です。口座振替の場合は8月26日(水)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115

国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112

介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133

後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123